

随意契約（相手方指定）調書

件名	三河島駅前北・西日暮里駅前地区市街地再開発事業に関するアドバイザー業務委託	No.5200269
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	11,000,000円（消費税込み）	
契約相手方	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 (法人番号：6010001107003)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	三河島駅前北・西日暮里駅前地区市街地再開発事業に関するアドバイザー業務委託
指名業者 (案)	名 称 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 所在地 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 代表者 代表取締役 近藤 聡
特命理由	本件は、三河島駅前北・西日暮里駅前地区再開発事業の円滑な推進等に向け、再開発事業に係る評価・監査の専門的知見を有する業者による客観的評価や助言の実施について、委託するものである。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記の相手方を指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、令和5年度の三河島駅前北・西日暮里駅前地区市街地再開発事業に関するアドバイザー業務を受託しており、両地区の再開発事業の進捗も考慮の上、年度内までに適切な履行が見込まれている。 ② 令和6年度の三河島駅前北再開発事業のスケジュールにおいて、同年第1四半期から第2四半期の間に、区は権利変換計画認可に向けた手続を行う必要があり、第1四半期には、今後、組合側のコンサル事業者が算定する権利変換計画における区の従前従後の資産額の妥当性について、区は判断しなければならない状況である。 ③ 上記業者であれば、当再開発事業の経緯や状況を的確に理解しており、令和5年度に実施の従前従後資産算定業務を踏まえ、限られた期間における効率的な実施が可能であり、区の意向に即した確実な業務履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)